

論点 8 : 「実効的なモニタリング・フォローアップの 枠組み」についてのWGでの検討状況

令和7年2月21日
第6回国際標準戦略部会 資料
内閣府知的財産戦略推進事務局



(WG資料) モニタリング・フォローアップWGの設置について

※第4回 国際標準戦略部会 資料2－3より抜粋

開催内容

我が国として国際標準に係る国家戦略を策定するにあたり、世界的な国際標準活動に関するモニタリング・情報収集の仕組みや、国際標準活動に適した進捗管理方法や指標、その評価方法についての検討を行う。

議論の対象

- (1) 世界における国際標準活動を適宜適切にモニタリングするためのスキーム
- (2) 我が国における官民の国際標準活動について適切にフォローアップするための方法や指標
- (3) (1)・(2)に付随する論点

メンバー

【学識経験者】

【座長】

渡部 俊也	東京大学 未来ビジョン研究センター 教授（副学長）
市川 芳明	多摩大学 ルール形成戦略研究所 客員教授
立本 博文	筑波大学 ビジネスサイエンス系 教授
原田 博司	京都大学大学院情報学研究科 教授
持丸 正明	産業技術総合研究所 人間拡張研究センター 研究センター長

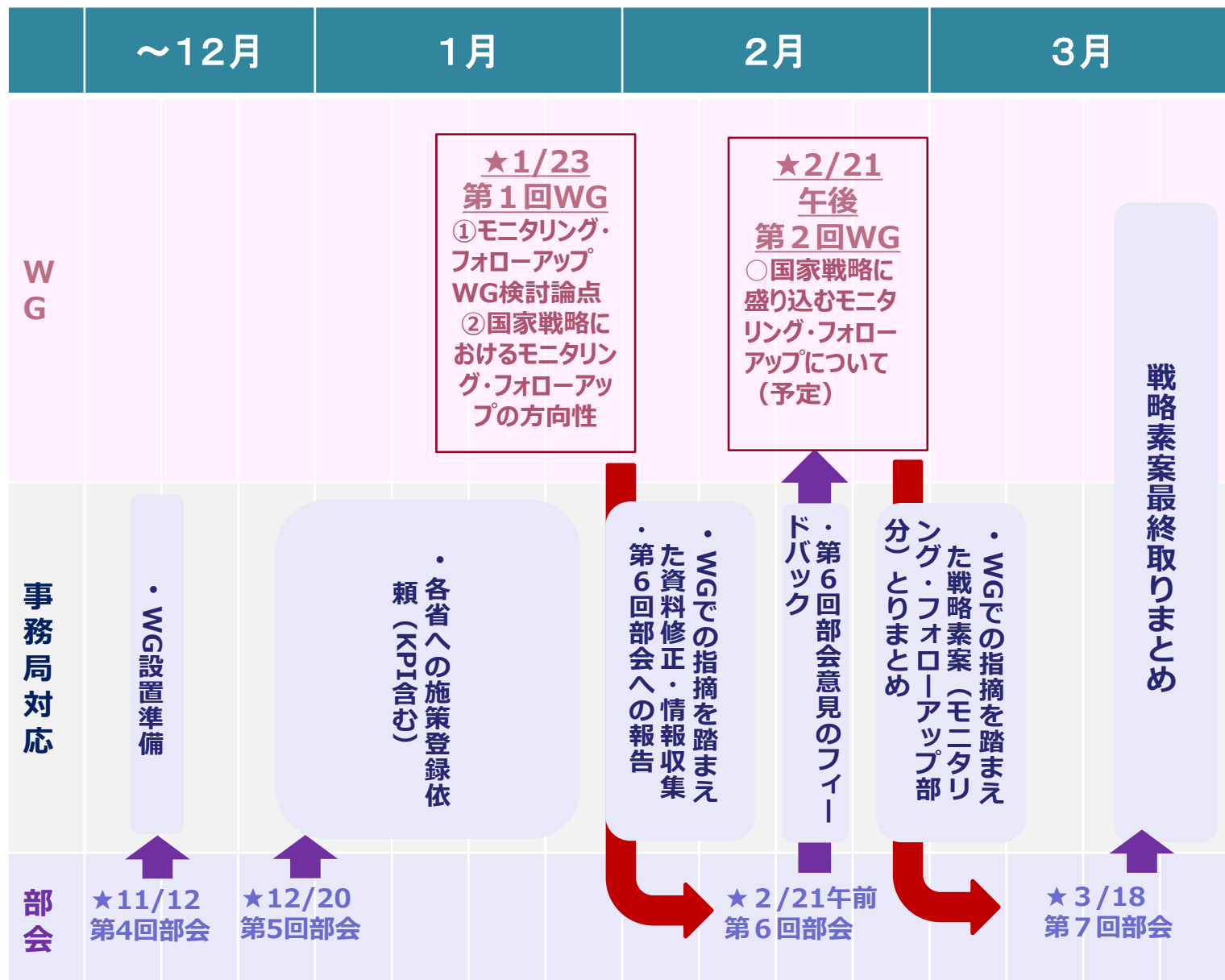
【産業界】

浅田 純男	一般財団法人 日本品質保証機構 理事
小川 尚子	一般社団法人 日本経済団体連合会 産業技術本部 本部長
中川 梓	一般財団法人 日本規格協会 上席執行役員 規格開発本部 副本部長
羽生田 慶介	株式会社オウルズコンサルティンググループ 代表取締役CEO

○各省庁オブザーバー

(WG資料) モニタリング・フォローアップWGのスケジュール・検討内容イメージ

※国家戦略策定：R7.6目途



<論点8 実効的なモニタリング・フォローアップの枠組み>

(1) 国際標準を巡る国際動向の効果的なモニタリング

➡デジュール標準・フォーラム標準など、様々な場における国際標準の検討状況について、我が国が気付かないうちに、他国により重要な領域で検討が進められるといった事態を避ける一方、限られたリソースの中で、国際標準活動についての効率的・効果的なモニタリングの枠組みの検討

(2) 官民の国際標準活動の現状を把握するための指標等の整理と、そうした指標等に基づくアジャイルな進捗点検、必要に応じた取組みの見直しの検討

➡我が国の政府や企業等といった様々な主体による多様な国際標準活動の取組状況を把握するためのマクロ的な指標の有無や、そのデータアベイラビリティを検討するとともに、当該指標等に基づく進捗状況を踏まえた柔軟かつ迅速なフォローアップ枠組みについての検討

第4回国際標準戦略部会にてご意見・ご議論頂きたいポイント

- ①モニタリング及びフォローアップの枠組みについての基本思想（次ページ）
- ②WGの設置、およびWGでの検討内容・方向性（3ページ）

1. ISO/IEC/ITUといったデジュール標準に加え、フォーラム標準を含む多種多様な国際標準活動について、効果的にモニタリングを実施するためのスコープ、情報収集・情報共有の枠組み

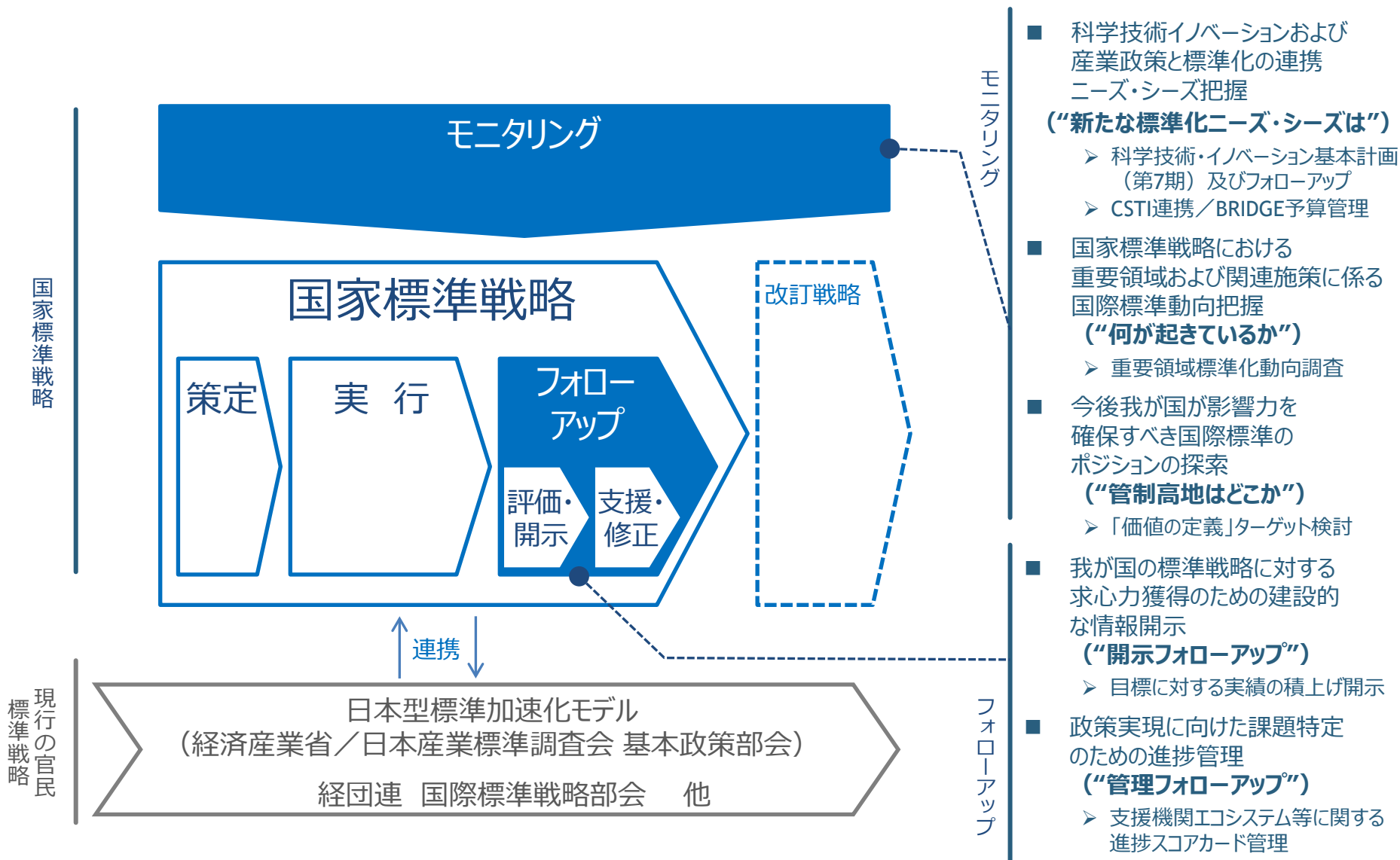
- ➡あらゆる国際標準活動をモニタリングすることは現実的ではないと考えられることから、論点7で議論する重要領域をメインにモニタリングを行うこととしつつ、新興領域等未だ立ち現れていない領域をカバーするための方策
- ➡これらの領域について、効率的にモニタリング（情報収集）を図る方法、及び、官民で得られたそれらの情報を、情報管理に留意しつつ、共有するための枠組み（データプラットフォームなど）

2. 我が国全体の国際標準活動のフォローアップのための指標・目標と、国家戦略に盛り込まれた施策等の進捗を確認する枠組み

- ➡国際標準活動の進捗については、これまでは、各国際標準のデジュール機関における幹事国数や提案数・採択数などが指標的な役割。一方で、国際標準活動の目的や、国際標準化がツールであること等に照らせば、市場の拡大や社会課題解決などの指標もあった方が望ましいことから、時間軸（短期・中期・長期）やデータアベイラビリティを踏まえた指標の検討
- ➡指標を踏まえた我が国としての目標値設定の適否（※中国では、国際標準平均制定周期や、国際標準転化率、国家技術標準イノベーション基地数などの目標値を設定）
- ➡国家戦略に盛り込まれた施策や目標・指標についての進捗管理や戦略見直しの枠組み

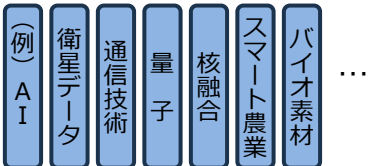
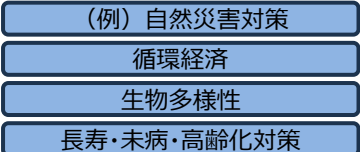
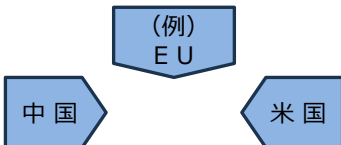
(WG資料) 国家標準戦略におけるモニタリング・フォローアップの全体像

国家標準戦略の前提条件となる標準化動向の把握（モニタリング）と国家標準戦略の実行の後工程（フォローアップ）のメカニズムを設計する



(WG資料) 国家標準戦略のモニタリング概要

機会探索・状況把握のための定期調査のモニタリング項目と、政策検討のための他国分析に分けて実施
また、モニタリング結果については、基本的にはクローズドでの共有を想定

	調査対象（例示）	モニタリング目的	調査タイミング	想定情報源
i	標準化 新規ニーズ・ シーズ 把握 	■ 科学技術イノベーションおよび 産業政策と標準化の連携 ニーズ・シーズ把握 （“新たな標準化ニーズ・シーズは”）	定 期 （半期調査 等）	➢ 科学技術・イノベーション 基本計画及びフォローアップ ➢ CSTI連携（ヒアリング等） ➢ BRIDGE予算管理
ii	技術・産業 重要領域 モニタリング 	■ 国家標準戦略における 重要領域および関連施策に係る 国際標準動向把握 （“重要領域で何が起きているか”）	定 期 （月次調査 等）	<一次情報> ➢ ISO/IEC/ITUサイト ➢ 各規格フォーラム情報 <二次情報> ➢ 業界団体 公開情報 <追加リサーチ> ➢ 既存の各省庁等の調査 結果等を活用 ➢ 内閣府 知財事務局による 補足リサーチ 実施
iii	新たな社会 価値の定義 機会探索 	■ 今後我が国が影響力を 確保すべき国際標準の ポジションの探索 （重要領域以外も含めた “管制高地はどこか”）	定 期 （月次調査 等）	
iv	先進 各国/地域 ベンチマーク 	■ ルール競争としての競合分析 ■ 重要領域等における標準化 協調分野の探索 ■ 我が国施策検討の参考	適 時	➢ 各国資料/ヒアリング （委託調査事業を想定）
v	連携 パートナー 分析 	■ 連携パートナーに内在する 課題の把握 （協力プログラム検討）	適 時	➢ 各国資料/ヒアリング （委託調査事業を想定）

(WG資料) 国家標準戦略フォローアップにおける指標レビュー (情報捕捉・開示)

各政策的趣旨に鑑み「開示フォローアップ」「管理フォローアップ」「定点観測」項目を設定

	情報捕捉・開示の目的	情報捕捉・開示メカニズム		
		スコープ	評価方法	議論の場
開示フォローアップ 国家標準戦略に記載するフォローアップ (海外からも注視される前提)	我が国の標準戦略に対する 求心力獲得のための建設的な情報開示	国家標準戦略主要目標 (定性) ➢ グローバルな課題解決のための標準化による我が国の貢献施策	毎年度の実績の積上げ列挙 (定性・定量) ➢ 担当省庁による施策 ➢ 関連民間機関による実績	国際標準戦略部会や官民連携の場などの公開の場での発信を想定 ➢ 最終的には毎年度の知的財産推進計画に盛り込む
管理フォローアップ 政策推進メカニズムとしてのフォローアップ (国内での関連機関のみ共有する前提)	政策実現に向けた 課題特定のための進捗管理	重要領域以外の“横串”関連施策 ➢ 論点2～6の施策 ➢ 産学の行動変容、人材確保施策、外部専門機関の育成 等	毎年度の進捗スコアカード管理 (定量・定性) ➢ 毎期のKPI毎の達成状況を段階評価	クローズドな場 (WG等) での議論を想定 ➢ 発信すべき内容は部会等 (公開) に回す
定点観測 標準化活動の情勢把握のための定点観測		重要領域 (“縦串”) 関連施策 ➢ 各重要領域における国際標準活動の進捗状況	毎年度、領域全体の定性的なフォローアップを実施しつつ定量化も検討 ➢ ISO/IEC/ITU別の実績カウント	

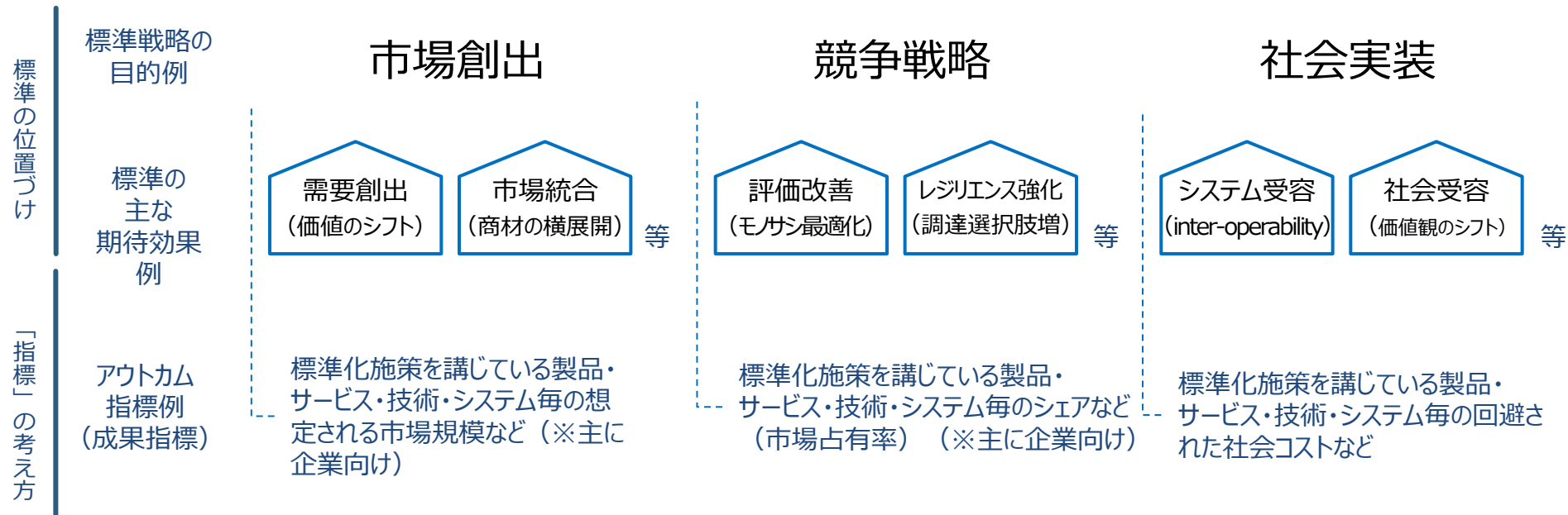
(WG資料) (参考) フォローアップのための指標の考え方

<論点2～論点6（重要領域以外）の施策>

- ➡ 各省庁から示された施策について、スコアカード（達成状況を段階評価）による進捗評価
（案：担当省庁による実績報告に対し、WG等にて評価。KPI等がある場合には定量的に評価、そうでない場合には定性的に評価）
- ➡ 加えて、横断的な進捗評価指標として、例えば公共調達において認証を受けた物品・サービスの調達状況などが考えられる。

<重要領域施策>

- ➡ 領域ごとのアクションプラン等の策定過程で、国際標準活動の目的に応じた適切な指標を、方法論や費用対効果を含め引き続き検討
※政府が設定する指標、民間企業が設定する指標があり得る



(WG資料) 論点2～6の施策に対する評価フォーマット（スコアカード）案

論点2～6の施策については、政策実現に向けた課題特定を目的として進捗を管理（公開項目は選択）する

令和6-7 国際標準戦略部会にて策定

令和7年度以降のWG等で議論

国家標準戦略 施策		令和7年度実績		令和8年度実績		令和9年度実績	
		実施項目・KPI	評価	実施項目	評価	実施項目	評価
A	経済界・学術界・金融界への働きかけ	例：国際標準に係る国家戦略パンフレットを作成、関係者への発信を図る ＜担当省庁：内閣府知的財産戦略推進事務局＞ KPI：令和7年度中にパンフレット作成・配布	仮：国家戦略パンフレットを作成、関係者への配布を実施	進捗している	令和8年度に記載		令和9年度に記載
G	公共調達における標準の活用	例：公共調達における標準認証を受けた物品・サービスの調達状況を把握し、更なる調達の促進を図る ＜担当省庁：内閣府知的財産戦略推進事務局＞ KPI：政府全体での認証を受けた物品・サービスの調達率	仮：政府全体で〇〇%の調達率	進捗している			
M	ASEAN各国等との連携強化等（国際標準の知見強化・共同プログラム推進等）	例：ASEAN等の各国と国際標準に係るフォーラムを開催 ＜担当省庁：内閣府知的財産戦略推進事務局＞ KPI：令和7年度以降フォーラムを毎年度実施	仮：シンガポール政府とのコンタクトを実施。フォーラム開催を議論中	進捗が不十分			

(WG資料) 国家戦略モニタリング・フォローアップに係る官民連携の場の創設検討

国際標準に係るモニタリング・フォローアップは政府内だけでは不十分であり、官民で連携して対応するための場の設置を検討してはどうか。

求められる機能

Plan
戦略策定

Do
モニタリング・実行支援

Check
フォローアップ

Action
対策実施

モニタリング共有とモニタリング結果を踏まえた対応

(組織横断施策コーディネート)

- 関係者間でのモニタリング結果の共有
- モニタリング結果を踏まえた随時の対応の検討

国家戦略の展開における進捗管理

- 国家戦略のフォローアップ
- 重要領域の取組状況のフォローアップ

“司令塔”機能

- 経済・産業・社会の情勢を踏まえた各案件の「Go / No-Go」への意見
- 重要領域分野の標準化戦略に対するアドバイザ機能

国際標準に係る官民連携強化の場

(イメージ)

- 目的：国際標準活動のモニタリング・国家戦略のフォローアップ（進捗管理、推進施策の検討）
 - 形式：対面会議開催
 - 構成：国際標準戦略部会委員に加え、経済団体、標準支援機関、国研機関、学会、大学、金融界、自治体、各省庁等
 - 運営：内閣府 知財事務局が事務局管理
 - 当面想定される主な役割：
 - ・ モニタリング結果の共有（重要領域における国際標準動向把握／今後我が国が影響力を確保すべき国際標準のポジション探索）とその対応の検討（官民の取組強化、人材供給等）
 - ・ 国家戦略における横断的施策や重要領域のフォローアップ結果の共有とその後の対応の検討 等
- ※合わせて、情報共有基盤としてのデジタルプラットフォームを設置することも考えられる。

想定される官民連携の場

(WG資料) (参考) 欧州の事例

欧州における状況



インフェイス (ハイレベルフォーラム)	目的	■ インフェイスの官民交流プラットフォームとして<u>ハイレベルフォーラムが設置</u> ■ 欧州委員会の専門家グループとして、2023年1月に設立。EUの政策や法律を支援する標準化の優先事項を特定することが目的
	主な機能	■ 欧州標準化に関する<u>年次作業計画実施の支援</u> - 標準化領域の優先順位付けのための推奨事項やインプットを提供 ■ 欧州標準化戦略の実施の主要活動の支援 ■ 標準化に関する具体的なボトルネックへの勧告 - 欧州にとって<u>戦略的な課題を関係者主導の形式で対処</u>することを目的に<u>ワークストリームが設置</u> - 15のワークストリームごとに、<u>背景・課題、標準が与える貢献と推奨事項を整理。進捗も報告</u>
	参加者	■ <u>28のEU加盟国、27の標準化団体</u> (CEN, CENELEC等) と<u>業界利害関係者</u> (BUSINESSEUROPE等) が参画 ■ <u>有識者で構成されるシェルパ</u>も設置。<u>HLFメンバー国・機関から最大各3名</u> (グリーン、デジタル、レジリエンス担当) がシェルパとして登録・参加
デジタルプラットフォーム	目的	■ CEN/CENELEC、AFNOR、DINなど、標準化機関がそれぞれデジタルプラットフォームを構築。標準化に係る各種情報を公開
	検討段階	■ 【CEN/CENELEC】<u>EN規格、ワークショップ協定・技術仕様、各国の国家規格の規範となる調和文書や技術レポート</u>がデータベース化 ■ 【AFNOR】米国、中国、日本など<u>世界118の標準化団体規格を掲載</u>
	活動中	■ 【CEN/CENELEC】エキスパートページに、<u>文書提出・管理、プロジェクト管理、投票等の標準化活動に活用可能な情報・機能が集約</u>
	普及	■ 【CEN/CENELEC】規格の概要ページに、<u>当該規格の関連法令が記載</u> (ある場合)。規格が引用される法律の一括検索機能はなし
	人材関連	■ 【AFNOR】AFNOR BAOでは1,000人の専門家が登録。<u>フォームから問い合わせで紹介を受ける形式</u> ■ 【CEN/CENEC、AFNOR、BSI、DIN】<u>オンライントレーニングを提供</u>

(WG資料) (参考) 「海外標準化動向調査」

例えばJSAにおいて「海外標準化動向調査」を実施しており、こうした各省庁や各業界が持つ既存の情報を、その範囲に十分に留意した上で共有し、モニタリング等に活用していくことも考えられる。

「海外標準化動向調査」概要

発行主体

- 日本規格協会 (JSA)

頻度

- 月次でレポート発行
(対象テーマの情報収集期間は約半年程度)

情報源

- ISO/IEC/ITU/業界団体/各国政府 公開情報

- 対象テーマに係る標準化関連記事の収集
 - ・ 国・地域/情報記事・タイトル/要旨/情報源 (機関・団体名/URL)
- 対象テーマのピックアップニュース
 - ・ トピック/推進組織/内容 (ポイント、背景、概要)

収集する情報

ピックアップ：環境関係 (CN, GHG算出) (関連ニュース番号2)

トピック	EU、2030年までにすべての新築建築物から化石燃料による排出量をゼロにすることを義務付ける指令 (EPBD) を採択
推進組織	European Commission(EC:欧州委員会)
ポイント	2030年までにすべての新築住宅および非住宅の化石燃料によるオンライン排出量をゼロにする
背景	EUの気候政策の戦略であるFit for 55-ドリップの一部であり、1990年比で2030年までに温室効果ガス(GHG)排出量を55%削減するという目標に基づいたものである。
内容	2030年までにすべての新しい住宅および非住宅用建築物から化石燃料による排出量をゼロにするという要件が盛り込まれており、公有建築物については2028年までにこの目標を達成することが求められている。 - 加盟国が建築物のエネルギー性能の改善に向けた措置を定めることも義務づけられており、2040年までに化石燃料を燃料とするボイラーを完全に廃止することを目標としている。 2050年までに、EUの建築物のストックをゼロエミッション建築物に変えることを想定している。また、最も性能の低い建築物の段階的廃止または改善を目標として定めており、加盟国に対して、2030年までに一次エネルギー消費量を16%、2035年までに20%+22%削減するための住宅建築物の国家戦略を採用することを義務付けている。 - 削減の少なくとも55%は、最も性能の低い建築物の改修によって達成され、非住宅用建築物については、2030年までに最も性能の悪い16%の建築物を改修し、2033年までに最も性能の悪い25%の建築物を改修する最速スケジュールを基準とする必要がある。 - 加盟国が建築物の脱炭素化や、資金調達、訓練、熟練労働者の確保といった障壁への対応を目的とした国家建築改修計画を策定すること、およびゼロエミッション建築に向けた長期的改修を建築所有者に伝達するための国家建築改修(改修パスポート)制度を立ち上げること義務付けられるなど、建築物の改修を促進するための措置も盛り込まれている。 - すべての新築建築物にソーラー対応を義務付けることとなり、これは屋上への太陽光発電や太陽熱設備の設置が求められる。

出所:EUの気候政策に関する記事など公開情報に基づきJSAグループ作成

© 2024 Japanese Standards Association. All Rights Reserved.

月	テーマ
1月	シェアリングエコノミー
1月	スマートシティ
1月	レアアース
1月	環境ファイナンス
1月	航空機 (SAF含む)
1月	資源循環 (海洋生分解性プラスチックを含む)
1月	生体認証
1月	量子
⋮	⋮
9月	グリーン建材
9月	BCI
9月	医療機器
9月	自動車
9月	人工知能 (AI)
9月	鉄鋼
9月	サイバーセキュリティ
11月	環境関係(CN,GHG 算出)
11月	水素
11月	船舶
11月	ドローン
11月	車載用蓄電池
11月	ロボット
11月	燃料アンモニア

出所 :JSA「海外標準化動向調査」

第1回モニタリング・フォローアップWGにおける議論概要(1/2)

【モニタリングに関するご意見】

- 全体の方向性について、事務局案に対する大きな異論はなかった。その上で、モニタリングの各項目の接続の必要性、モニタリングに関する各省庁が関与するデータベース整備の必要性、情報収集・分析によって国家戦略を適宜修正できるような司令塔機能の重要性についてご指摘いただいた
 - ・ 「新規ニーズ・シーズ把握」の後に「重要領域の構築」という項目が必要である等、モニタリングの各項目の接続も考慮する必要がある
 - ・ 重要領域のみならず必要領域も存在するのではないか。必要領域とは、我が国の産業や社会に影響を与える可能性があるため対応が必要な領域のことであり、その意味で「ii 技術・産業重要領域モニタリング」と「iii 新たな社会価値の定義機会探索」の行き来が必要なのではないか
 - ・ モニタリングに際して、各省庁による情報のインプット・アウトプットが一元的に行えるようなデータベースの整備が出来ると良いだろう
 - ・ 各国の標準化動向に関する膨大な情報を収集することに留めるのではなく、モニタリングした情報を国家戦略に反映させることが必要。司令塔の機能も構築することが求められる
- 標準化活動において他国の後追いを避けるためには、標準化の新規ニーズ・シーズの把握が重要であることを確認した。その上で、限られたリソースの中で我が国として伸ばすべき技術・産業を仮説的に設定し、自走可能な事業者の有無などを踏まえてモニタリング領域を選定すべきとのご意見をいただいた。シーズ把握については事務局案で想定する情報源だけでは不十分であり、より広く情報収集するための仕組み作りを検討するべきとご指摘いただいた
 - ・ 標準化活動において他国の後追いを避けるためには、標準化の新規ニーズ・シーズの把握が重要である。しかし資料に記載されている想定情報源（公開情報、業界団体・各省庁等からの情報提供等）のみでは不十分であるため、ISOや他国の取組みを参考にして情報収集の仕組み強化を検討すべき
 - ・ リソースに制約があるため、今後新たにモニタリングする可能性がある新興領域については、我が国として伸ばしたい技術や産業に関連する標準化の仮説、自走可能な事業者の有無、後からでもルール形成に関与する必要があるかどうかといった観点に基づき、モニタリング領域を選定すべきではないか
- ニューアプローチ指令により規格を法令で引用する傾向が強い欧州の動向は我が国の産業競争力にも影響を与えうるため、モニタリングの対象に加えるべきとご指摘いただいた
 - ・ 日本にとっての重要領域という観点に加え、欧州では規格の約1/3が法律の整合規格となっている現状を踏まえ、欧州による整合規格の開発状況等、他国動向もモニタリングに必要なのではないか

第1回モニタリング・フォローアップWGにおける議論概要(2/2)

【フォローアップ・指標に関するご意見】

- 全体として、事務局案に対して大きな異論は無かった。標準化が産業競争力強化に繋がるまでの進捗を把握することが重要であると確認した。その上で、フォローアップ指標については、実現可能性を踏まえたアウトカム指標に加え、インプット・アウトプット指標やシナリオをフォローアップした方が良いのではといったご意見をいただいた。また、産業界側の負担についても留意すべきとのご指摘をいただいた
 - ・ 標準化は市場創出のためのツールの1つであり、標準策定から社会実装、産業競争力強化に繋がるまでの進捗を確認出来るような指標設定・運用をすべき
 - ・ 標準は①互換性、②品質の物差し、③新たな価値観の定義の3つの機能を有するため、指標についても各機能に適したものを検討すべきではないか
 - ・ 国家戦略における海外向けのナラティブに関する我が国の進捗度合いを示すという観点や、標準化の目的を見失わないといった観点から、アウトカム指標も必要だろう
 - ・ 社会実装の具体的な形態の1つとして認証制度・スキームが存在する。このスキームが国際的な互換性を有しているかどうかはグローバル展開する日本企業の競争力強化にも大きく関わるため、フォローアップすべきではないか
 - ・ アウトカム指標だけではなく、社会実装・産業競争力強化といったアウトカムに貢献しうるインプット・アウトプット指標を設定することは実現可能性という観点で良い。ただし単なる数字のみでなく、公開可能な範囲で成功シナリオという観点でもフォローアップが出来ると良いのではないか
 - ・ 法律や社会制度等に組込まれる標準数やシナリオをフォローアップ出来ると良いのではないか
 - ・ TAM等のアウトカム指標については、まだ一定の考え方が確立されていないため、算出対象や方法論を含め慎重な検討が必要
 - ・ フォローアップに際してKPIの設定は重要だが、標準化の数など形式的なKPIが自己目的にならないよう、また産業界の負担が増えていく点は留意すべきである
- 経済安全保障には戦略的不可欠性と自律性という観点があり、自律性は標準化することで毀損され得るため、各重要領域のシナリオやナラティブにおいて定性的に評価されるべきとのご指摘をいただいた。またサプライチェーンのレジリエンスに関する領域等は、対応する標準化団体が明確でないケースもあるため、政府としてモニタリングする必要があるのでは、とのご意見を頂いた
 - ・ 経済安全保障には戦略的自律性と不可欠性の2観点がある。不可欠性は我が国の技術力強化を標準にも繋げていくべきである一方、自律性は標準化により毀損され得るため、シナリオ等の観点を含め、戦略の目的に沿った進捗であるかをフォローアップすべき
 - ・ サプライチェーンのレジリエンスに関する領域等は、対応する標準化団体等の組織が明確でないため、こうした領域の動向をモニタリングする機能も国家標準戦略で検討出来ると良いのではないか

【官民連携の場に関するご意見】

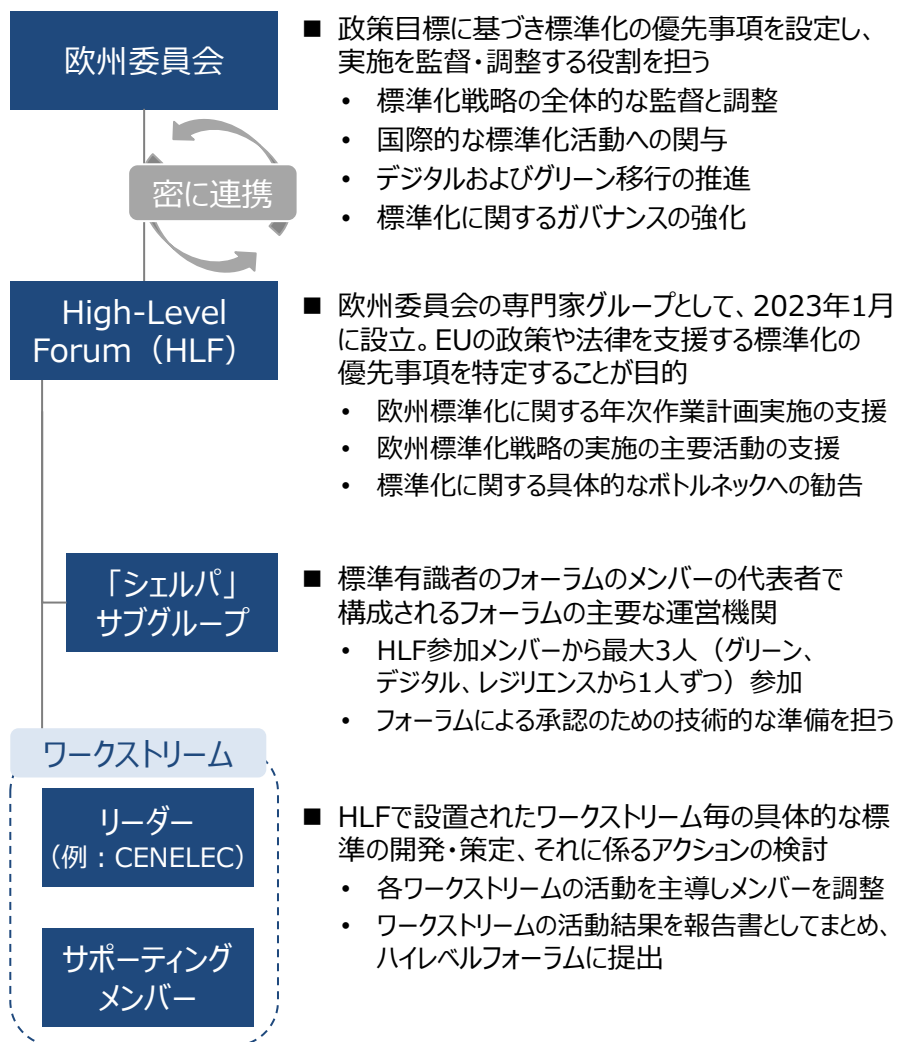
- 官民連携の場は、官民が共通認識を形成できる場となるように設計する必要があるとのご意見をいただいた。継続的かつ実質的に機能するような官民連携の場の整備を前提に、状況変化に応じた機動的な各省のリソース分配を調整する機能の整備、我が国の国際標準化を推進していくにあたっての求心力獲得に向けた海外発信等の必要性ではないか等のご指摘を頂いた
 - ・ 官民連携の場については、少なくとも10年程は続けるべきであり、そのためには法律や条約等の後ろ盾を用意する等、何かしらの工夫が必要だろう
 - ・ 我が国が一体となって国際標準化に取り組むに際し、官民連携の場が日常的に設けられ、それが実質的に機能することが必要である
 - ・ 重要領域毎のフォローアップについては、他国動向等によって新たに優先度の高い標準化活動が生じた際、司令塔に各省庁に対するリソース分配の再調整を行う機能を持たせておく必要があるのではないか
 - ・ フォローアップの目的は、目標達成に向けた進捗の確認に加えて、国際標準化における我が国の求心力獲得に向けた海外に対するアピールにある

(WG資料・参考) 欧州における標準化戦略の執行体制／進捗管理 (サマリ)

欧州標準化戦略の実行では、ハイレベルフォーラムが重要な役割を担う。年次で定性的に進捗が管理



執行体制図 (主要機関)



進捗管理の方法

欧州標準化戦略 EU Strategy on Standardisation	■ 2022年2月に策定。EUの政策目標を支えるために、統一で国際競争力のある標準を策定・推進し、デジタル化やグリーン移行を加速させる枠組み ・ 発行主体：欧州委員会 ・ 主要テーマ：「産業政策」と「標準」の連携／「研究開発」と「標準」の連携／組織体制強化／人材育成強化／国際連携強化
年次作業計画 Annual Union Work Programme (AUWP)	■ 欧州標準化戦略に基づき毎年の標準化優先領域が特定 ・ 発行主体：欧州委員会 - HLF：AUWPの優先順位付けのための推奨事項やインプットを提供 ・ 2024年のAUWPでは、72の行動の中から優先政策が特定（量子通信、サイバーセキュリティ、重要原材料のリサイクル、EV充電インフラ、水素技術と部品 等）
年次活動報告 Annual Activity Report	■ 2023年末発行。HLFの活動のレビューと翌年の計画を公表 ・ 将来必要となる可能性のある標準化ニーズを特定。15のワークストリームを創設。横断分野（Education and Skills 等）と個別分野（Wind Power 等）に分類 ・ 進捗はWS毎に定性的に管理。以下が項目 - Workstreamの重要性／取り組む課題／解決手段／タイムスケジュール／期待された成果／実際の成果
ワークストリーム個別レポート Conclusions and recommendations, Report etc.	■ 現在は5WSのみ公開。いずれも共通フォーマットはなく、推奨事項の記載が目的 ・ 発行主体：各WS ・ WS3 中小企業と市民社会の包摂性／WS6 低炭素セメント／WS7 風力発電／WS14 データの相互運用性／WS15 重要な原材料

Source :Annual Activity Report 2023、[AUWP](#)

Search Standards機能では、CENとCENELECによる欧州規格や、規格に至らないワークショップ^①協定・技術仕様、また、各国の国家規格の規範となる調和文書や技術レポートがデータベース化されている

Search Standard画面

Search Standard画面のスクリーンショット。検索条件として、キーワード、委員会、成果物、法的枠組み、状態、規格分類が設定されている。検索ボタンとリセットボタンが下部にある。

委員会	参照、タイトル	状態	セールスポイント
CEN/SS C10	EN ISO 10520:1998 (WI=CSC10019) Native starch - Determination of starch content - Ewers polarimetric method (ISO 10520:1997)	Published	
CEN/TC 230	EN ISO 10634:2018 (WI=00230344) Water quality - Preparation and treatment of poorly water-soluble organic compounds for the subsequent evaluation of their biodegradability in an aqueous medium (ISO 10634: 2018)	Published	
CLC/TC 14	CLC/TR 50453:2007/corrigendum Dec. 2007 (WI=26124) Evaluation of electromagnetic fields around power transformers	Published	
CLC/TC 59X	CLC/TR 50619:2014 (WI=24817) Guidance on how to conduct Round Robin Tests	Published	
CEN/CLC/TC 10	EN 45552:2020 (WI=J7100003) General method for the assessment of the durability of energy-related products	Published	
CEN/CLC/TC 10	EN 45553:2020 (WI=C5686) General method for the assessment of the ability to remanufacture energy-related products	Published	

CEN/CENELECの委員会のもののみ閲覧可能

規格だけでなく、ワークショップ協定・技術仕様、調和文書、技術レポートも閲覧可能

公開済だけでなく、予備段階から撤回済のものまで閲覧可能

セールスポイントのリストへリンク

検索フィルタ

策定団体	CEN、又はCENELEC、およびその両方の標準を検索
キーワード	フリーワード検索。英語、フランス語、ドイツ語から選択
委員会	委員会コード、又は委員会タイトルから検索
成果物タイプ	以下5タイプから選択 1. EN (European Norm* : 欧州規格) 2. CWA (CEN-CENELEC Workshop Agreement : CEN-CENELECワークショップ協定) - CEN/CENELECワークショップで開発・承認された協定。開発は迅速かつ柔軟だが、欧州規格の地位や義務を伴わない 3. TS (Technical Specification : 技術仕様) - 正式な規格(EN)に至らない場合や、将来的な調和を見越して複数の代替案が共存する必要がある場合や、実験的な状況や進化する技術に対する仕様を提供する規範文書 4. HD (Harmonization Document : 調和文書) - 規制と標準化を調和するための規範文書。各国はHDと同等の国内規格を公開することができ、矛盾する国内規格は撤回される。IECで開発されCENELECで採用・発表される (CENには無し) 5. TR (Technical Report : 技術レポート) - 標準化作業の技術に関する情報を提供
法的枠組み	関連する200弱の法令から選択
ステータス	予備段階、ドラフト中、承認中、問合せ中、承認済、公開済、撤回の7ステータスから選択
ICS	ICS(国際規格分類。ISO作成の文書分類構造)のレベル3まで選択可能。レベル1は40、レベル2は392、レベル3はレベル2の144を909に分類。業界分類だけでなく、業界横断の“総論・用語・標準・資料”“サービス・経営組織・管理・品質”“試験”等のプロセスの分類も含む
活動分野	100の業界から選択
SDGs	SDGs16項目に加え、“GX・DXを支える欧州規格”の計17から選択

(WG資料・参考) 米国における標準化戦略の執行体制／進捗管理 (サマリ)

アメリカにおける国家標準戦略は、ホワイトハウスを頂点として、NSTCやNISTなどが連携しながら策定・実行。ANSIなど民間組織の標準化活動が国際標準化の場でも大きな役割を果たす



執行体制図 (主要機関)

進捗管理の方法

ホワイトハウス
(大統領府)

国家科学
技術会議
(NSTC)

米国立標準
技術研究所
(NIST)

連携

ANSI

- 国家としての標準戦略の方向性を示す
- 重要分野 (AI、量子、バイオ、グリーンエネルギーなど) に対する横断的な優先度を設定し、関連省庁・機関に指示
- 国家安全保障や経済競争力強化など、国全体の利益に直結する標準化案件について、最終的な方針決定権を有する
- ホワイトハウス内の大統領府科学技術政策局 (OSTP) が主導し、政府最高位の科学技術関連の調整組織
 - ・ 副大統領、科学技術政策室長、科学技術に重要な責任を持つ閣僚や省庁の長、ホワイトハウスの他の事務所の長で構成
- AI、量子技術、バイオテクノロジーなど、戦略的に重要とされる先端技術分野において、標準化ニーズや優先順位を検討
- 商務省傘下のアメリカの技術標準を担う中核的研究機関。各種計測・評価方法、リファレンス材料、暗号技術基準など、多岐にわたる分野での“根幹技術標準”を研究・開発
- ISO、IEC、ITU など国際標準化機関への専門家派遣や技術提案を実施し、米国の技術的立場を国際標準に反映
- 民間組織だが、米国政府はANSIを米国代表として国際標準化機関 (ISO、IECなど) に参加することを認めている
- NISTや各省庁との協力を通じ、国際標準化の場で米国企業・団体の利害を反映

重要技術・
新興技術国家
標準化戦略

USG NSSCET

- 2023年5月に最新版が公表。アメリカの国家標準戦略。CET(重要・新興技術)8分野を特定。4つの目標とそれぞれに紐づく8つのLine of Effort (LOE)を定義
 - ・ 発行主体：ホワイトハウス
 - ・ 8つのCET：通信およびネットワーク技術／半導体およびマイクロエレクトロニクステクノロジー／人工知能と機械学習／バイオテクノロジー／測位、ナビゲーション、タイミング サービス／デジタルアイデンティティインフラストラクチャと分散型台帳技術／グリーンエネルギーの生成と貯蔵／量子情報技術、量子力学

USSG
NSSCET
ロードマップ
USG-NSSCET
Implementation
Roadmap

- 2024年7月公表。USG NSSCETの4つの目標毎に即時の措置、及び7つのアウトカム毎に持続的な実施成果に向けた行動をロードマップに定めた
 - ・ 発行主体：ホワイトハウス
 - ・ 8つのLOE(Line of Effort)が7つのアウトカムに再分類され、アウトカム毎の詳細な35の行動が記載される

重要技術及び
新興技術リスト
の更新

2024 Critical and
Emerging
Technologies List
Update

- 2020年から2年毎に更新。2024年2月が最新版
- 18の省庁が集まる国家科学技術会議(NSTC)ファストトラックアクション小委員会により2年毎に項目が更新され、その後のUSG NSSCETや各機関へのインプットに活用
 - ・ 2023年のUSG NSSCETのCET8項目および世界経済と国家安全保障に影響を与える6項目には含まれなかった、宇宙テクノロジー、ヒューマンマシンインターフェース、極超音速等の項目が追加された一方、デジタルIDインフラ・分散台帳技術は含まれない更新

CET別情報
発信(ファクト
シート等)

Conclusions and
recommendations,
Report etc.

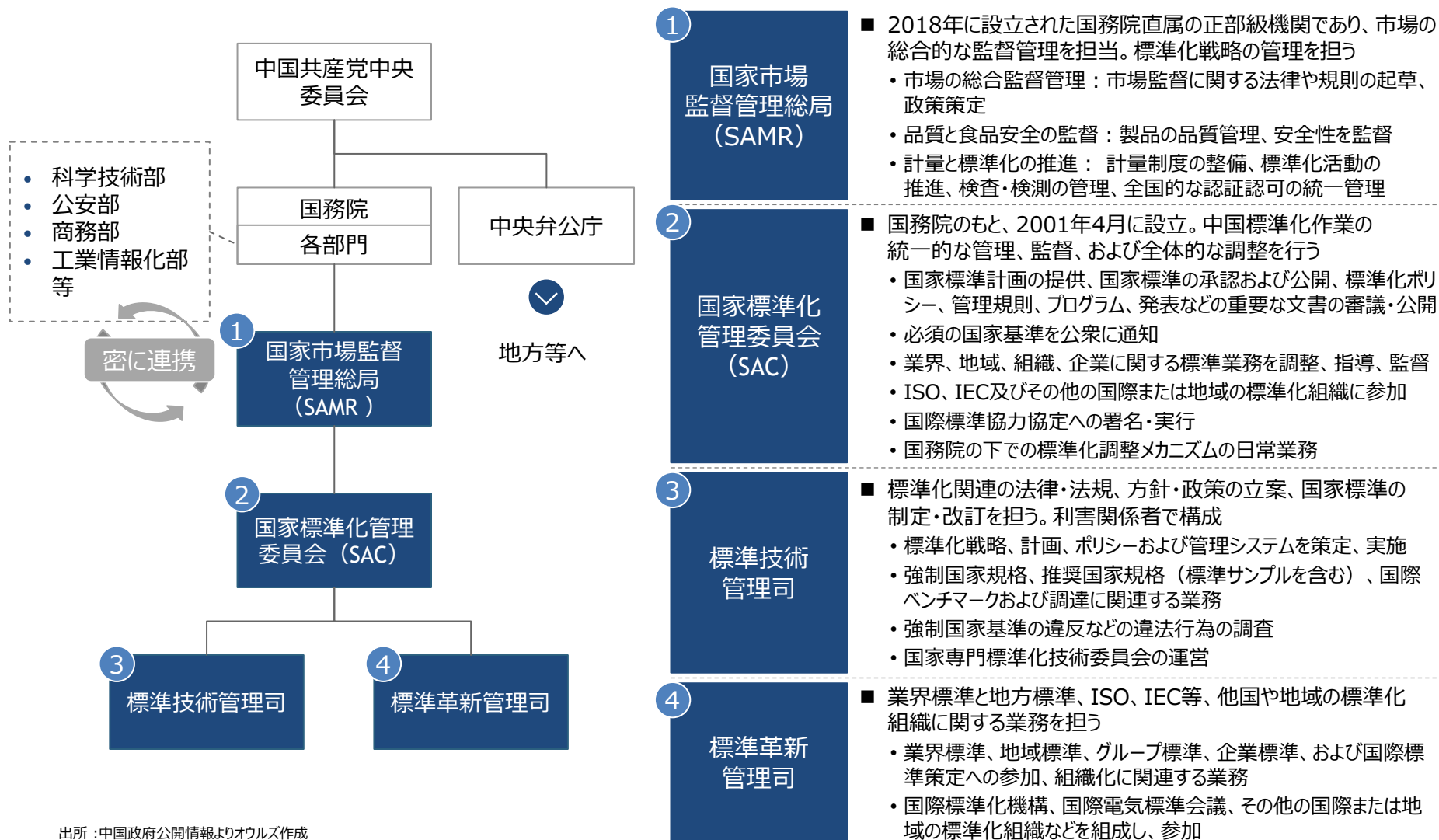
- 8つのCETのうち、先進ワイヤレス通信、AI・機械学習、量子情報技術、バイオテクノロジーについては個別ファクトシートが公開
 - ・ 発行主体：NIST
 - ・ 民間主導の取組みもあり、NISTが進捗を取りまとめる形で公開

Source :NSTC、NIST、ANSI、



中国標準2035は、SAMRが司令塔となって各部門と連携。SACが標準化の全体的な管理を担う

執行体制図 (主要機関)



(WG資料・参考) 中国における標準化戦略の進捗管理の手法 (サマリ)

中国標準2035は、「行動計画」が定性的な目標を設定。「標準化発展報告書」で定量目標の進捗が管理

国家標準化発展綱要（中国標準2035）概要

進捗管理の方法



発行主体	■ 中国共産党 国務院
長期目標 (2035年)	■ 国際的に互換性があり、政府が引導し、企業が主導し、社会が参与する中国の特色ある標準化管理体系を構築
中期目標 (2025年)	■ 標準の供給：「政府主導」から「政府・市場双方による供給」へ ■ 標準の運用：「産業と貿易」から「経済社会全域」へ ■ 標準化工作：「国内駆動型」から「国内国際の相互推進」へ ■ 標準化発展：「数と規模」から「質と効果」へ
国家標準化 発展綱要の 任務	1. 標準化と科学技術イノベーションの相互発展 2. 産業標準化レベルの向上 3. グリーン発展 の標準化の改善（脱炭素/自然資本評価、エコ製品拡大） 4. 都市と農村・社会建設に関する標準化の加速 5. 標準化の対外開放レベルの向上 （ISO積極参加，一帯一路連携） 6. 標準化の改革と革新を促進 > 標準の提供メカニズムの最適化 > 標準運用メカニズムのイノベーション > 標準と国家品質インフラの発展 > 標準の実施と適用 7. 標準化の開発基盤の整備 > 標準化の技術支援レベル向上 > 標準化サービス産業の育成 > 標準化人材の育成 > 標準化文化の育成 8. 組織とリーダーシップの強化
数値目標	■ 国家標準平均制定周期：18か月以内 ■ 国際標準転化率：85%以上 ■ 国家技術標準イノベーション基地：50箇所以上

国家標準化 発展要綱 実施行動計画

国家市場監督
管理総局
(SAMR)、
中国サイバース
ペース管理局、
国家発展改革委員
会等、16機関
連名により発行

中国標準化 発展年度 報告書

国家市場監督
管理総局
(SAMR) により
発行

- 国家市場監督管理総局（SAMR）、国家発展改革委員会(国家发展改革委)等、16機関連盟により発行
- 2022-2023年版が初版(2022年7月発行，8任務、33項目)。現在は2024-2025年版(2023年3月発行，8任務、[35]項目)が推進されている。項目ごとに担当の役所が設定
- 以下、8つの任務ごとの主な行動計画と[35]項目の対応
 1. [1] 主要技術分野における標準調査強化
 2. [3] 基本的な工業標準制度改善
 3. [9] カーボンピーク・カーボンニュートラル基準制度の改善継続
 4. [14] 地方創生標準化活動の実施
 5. [21] 国際標準化パートナーシップ拡大
 6. [26] 標準供給の品質を向上
 7. [32] 標準化技術機関の支援を強化
 8. [34] 組織のリーダーシップを強化

- 2019年より毎年公表。年度毎の実績を定量データや、中国標準2035に記載の進捗管理指標含め具体的に報告

国家標準 平均制定周期

- 2020年の時点で、平均制定周期は24ヶ月
- 2020年以降の進捗は未開示

国際標準 転化率

- 2023年の「中国標準化発展年度報告書」で開示によると、2023年末の時点で、82%に達している

国家技術標準 イノベーション 基地

- 国家技術標準イノベーション基地について、2022年年末の時点で30個、2023年年末の時点で、34個建設完了

出所：「国家標準化発展綱要（中国標準2035）」、「国家標準化発展要綱実施行動計画」「中国標準化発展年度報告書」よりオウルズ作成